

桜井市民会館及び中央公民館のあり方検討プロジェクトチーム設置要綱を次のように定める。

令和3年1月26日

桜井市教育委員会

桜井市民会館及び中央公民館のあり方検討プロジェクトチーム設置要綱

(目的)

第1条 桜井市民会館及び中央公民館（以下「両施設」という。）に関し、耐震診断後の運営や対応策等を含むあり方について検討を行うため、桜井市民会館及び中央公民館のあり方検討プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 プロジェクトチームは、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 両施設のあり方に関する方針検討及び調整に関すること。
- (2) 両施設のあり方の公表に関すること。
- (3) その他両施設のあり方の検討に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 プロジェクトチームは、別表に掲げる者及びその他委員長が必要と認める者をもって組織する。

- 2 プロジェクトチームの委員長は教育長を、副委員長は理事をもって充てる。
- 3 委員長はプロジェクトチームを代表し、事務を総理する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 プロジェクトチームにオブザーバーを置き、副市長をもって充てる。

(会議)

第4条 プロジェクトチームの会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 プロジェクトチームの庶務は、社会教育課及び中央公民館において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、交付の日から施行する。

この要綱は、令和6年5月22日から施行する。

別表（第3条関係）

委員長	教育長
副委員長	理事
オブザーバー	副市長
委員	市長公室長
委員	総務部長
委員	都市建設部長
委員	都市建設部次長
委員	教育委員会事務局長
委員	財政課長
委員	営繕課長